

令和7年度

一時預かり保育のご案内

令和8年1月

土橋保育園では、保護者の就労や就学、病気、ケガ、その他家庭での保育が緊急・一時的に難しい場合、必要な期間利用することができます。

項目	内 容	
対象児	市内にお住まいの5か月～就学前の児童で保育の必要な児童 原則、保育所などに通われていないお子さん	
利用区分	非定型的保育 保護者の就労・就学などを 行っている場合 (原則、週3日まで)	緊急・一時保育 <ul style="list-style-type: none"> 保護者が週1日程度の就労や就学などを行っている場合 (週1日程度) 保護者がけがや病気、入院などの場合 (週1日程度または同一月内で連続して14日まで) 保護者が育児などに伴う負担解消などを図る必要があると 認められた場合 (週1回程度または同一月内で連続して14日まで)
定員	一日あたり10人(この内1歳未満児の利用は原則、2人まで)	
利用日時	月曜日～金曜日の8:30～17:00 (国民の祝日及び年末年始は除く)	
利用料金	1歳未満児 2,900円／1日 3歳未満児 2,500円／1日 3歳以上児 1,500円／1日	給食・おやつをご利用の場合は 別に1日300円が必要となります。
申込方法	<p>*利用には、システム登録と面談が必要です。</p> <p>【抽選申込開始日】 令和7年7月～9月の利用 → 5月1日(木)9:00～17:00 終了 令和7年10月～12月の利用 → 8月4日(月)9:00～17:00 終了 令和8年1月～3月の利用 → 11月4日(火)9:00～17:00 終了 令和8年4月～6月の利用 → 2月2日(月)0:00～2月3日(火)23:59 【抽選申込期間】抽選申込開始日から2日間になります。この期間内に入力フォームからの申し込みをお願いします。電話・来所での申込はできません。 【抽選結果発表】月末に当選の結果がメールで通知されます。 【利用予約申込】抽選申込月翌月以降、システム上にて申込みが可能となります。 *抽選結果発表、利用予約申込日は、前後することもあります。 令和7年12月以前からご利用の方はこちらから URL:https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000182445.html 令和8年1月以降に利用し始める方 URL:https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000182494.html *利用希望者が重なった場合、申込初日で満員となることもありますので、ご了承ください。 </p>	

お申し込みの前に必ず、川崎市ホームページで内容のご確認をお願いいたします。

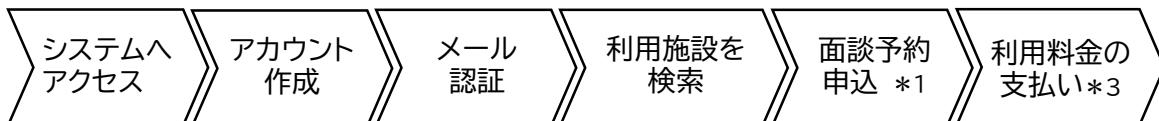
[URL:https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000151565.html](https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000151565.html)

土橋保育園
一時保育
ホームページ



【利用の流れ】

★12月以前からご利用されている方は、こちら



*1 システム上で利用者登録をするにあたり、面談予約申し込みが必要になりますが、実際に面談は行いません。

★1月以降に利用を開始し始める方は、こちら



*2 お子さんの様子についてお聞きします。日にちと時間をお伝えしますので、必要書類をお持ちのうえ、お子さんと一緒に保育園にお越しください。

*3 非定型的保育…「キャッシュレス決済支払いまたは利用当日に窓口で現金」「納入通知書にて金融機関での支払い」のどちらかを申請時に選択してください。

緊急・一時保育…利用当日、利用日ごとにキャッシュレス決済または現金でお支払ください。
(利用可能なキャッシュレス決済については、保育園にお問い合わせください。)

○ 一時保育システムへアクセス ⇒ アカウント作成

URL: <https://kawasaki-hoiku.michi-shiru.jp>



「一時保育システム」
フォーム

【必要書類について】 1月以降に利用を開始し始める方が対象です。

○ 減免制度を利用される方は、減免申請フォームから別途手続きが必要となります。

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures>
/apply/7ff72b66-b973-454c-b7a4-d7583d66a0ba/start



「減免申請」
フォーム

*減免の適用開始は、不備のない必要書類が提出された日となりますので、利用開始前に申請してください。

	必要書類	非定型	緊急・一時
【A】面談の時	緊急連絡票	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	母子手帳	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	健康診断書	<input type="radio"/>	
	就労・就学証明書(自営の場合は自営を証明するもの)	<input type="radio"/>	
【B】減免の対象と必要書類	① 生活保護受給世帯の場合 「生活保護受給証明書」		
	② 市民税非課税世帯の場合 「同一世帯保護者全員分の市民税非課税証明書」		
	③ 年収360万円未満世帯の場合 「同一世帯保護者全員分の市民税課税証明書」もしくは 「市民税非課税証明書」		
	④ 里親に委託されている児童の場合 「児童委託証明書」		
	⑤ 児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯)の場合 「児童扶養手当証明書」		
	⑥ ・第3子以降の児童 ・多胎児児童 ・兄弟姉妹の第2子児童	・住民票の写しなど、利用児童が同一世帯と証明 できる書類	

【お問い合わせ】

土橋保育園(宮前区保育・子育て総合支援センター1、2階)

電話番号:044-855-2887 受付時間:月曜日～金曜日(祝日は除く) 9:00～17:00

住所:宮前区土橋2-14-1 (東急田園都市線「宮前平駅」「鷺沼駅」から徒歩 15 分)